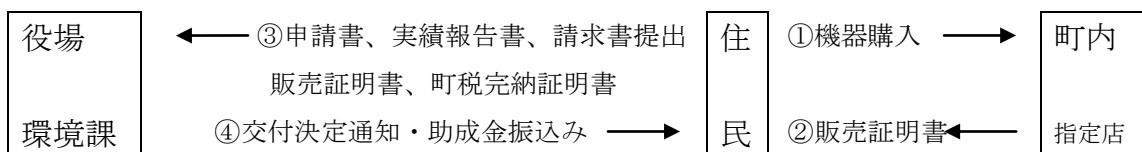


生ごみ処理機器購入費助成金について

	生ごみ処理機	生ごみ処理容器
対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・電気等により乾燥させる方法 ・電気等で加熱しバクテリアにより分解させる方法 (例-電気式生ごみ処理機)	電気等を使わないもので <ul style="list-style-type: none"> ・バクテリアによる分解方式のもの(アスパ容器は除く) ・底部がなく、水分が地中に浸透する地上設置方式 (例-コンポスト)
	※ 申請者は東浦町に住所を有すること。 ※ 業務用は対象外 ※ 交換用の資材、オプションなどの追加品は、対象外。	
助成額	販売価格の半額 (100円未満は切捨て) ただし、 12,000円 を限度とする。(消費税を含む)	販売価格の半額 (100円未満は切捨て) ただし、 3,000円 を限度とする。(消費税を含む)
助成基数	1世帯1基まで	1世帯2基まで
販売店	町内指定店 申請書類等必要書類は販売店に備えてあります。	

助成後5年間は新たに補助できません。

手続きの流れ



- ※ 町内指定店は、環境課までお問い合わせください。
- ※ 申請等は、本人申請とします。(郵送不可)
- ※ 申請書類は、指定店にあります。
- ※ 町税の滞納者の方には助成金は交付されません。

【問合せ】東浦町役場環境経済部環境課 電話0562-83-3111 内線284